教生学第737号

令和6年(2024年)8月23日

 各
 教
 育
 局
 長

 各
 道
 立
 学
 校
 長

 各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
 (
 各市町村文学校長)
 (

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 中 嶋 英 樹

北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課長 伊 藤 直 人

「こどもの人権SOSチャット」の運用開始について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課、同省初等中等教育局特別支援 教育課及び同省総合教育政策局生涯学習推進課から、別添写しのとおり依頼がありましたの で、通知します。

(生徒指導・学校安全課企画・調整係)

(特別支援教育課特別支援教育指導係)

(社会教育課企画・調整係)

事務連絡

令和6年8月9日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 各指定都市教育委員会指導事務主管課 各都道府県私立学校主管課 各都道府県専修学校主管課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中 各地方公共団体の学校設置会社担当課 附属学校及び専修学校を置く国立大学法人担当課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

> 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

「こどもの人権SOSチャット」の運用開始について(周知)

法務省の人権擁護機関において、インターネットブラウザを介してアクセス ができるチャット形式による人権相談「こどもの人権SOSチャット」の運用を 本年9月2日から開始することとされており、この度、法務省から別紙の通り周 知の依頼がありました。

つきましては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校(高等専 修学校を含む。)及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県の私立学校・ 専修学校主管課にあっては所轄の私立学校(高等専修学校を含む。)に対して、 文部科学大臣所轄学校法人担当課にあってはその所管する附属学校に対して、 株式会社立学校を認定した地方公共団体の担当課にあっては認可した学校に対 して、厚生労働省におかれては所管の高等専修学校に対して、周知いただくよう お願いします。

なお、学校の負担軽減を図る観点から、同時期に他の通知等がある場合には、 所管の学校に対してまとめて送付いただいたり、教育委員会主催の教員研修の 場で配布するなど、周知の範囲及び方法について、教育委員会において必要に応じて御判断いただけますと幸いです。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話番号:03-5253-4111 (内線:2559)

(別紙)

機密性2 完全性1 可用性1

法務省権調第109号

令和6年8月9日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 殿

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿

法務省人権擁護局調查救済課長

(公印省略)

「こどもの人権SOSチャット」の周知に関する協力方について(依頼) 法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動につきまして、日ごろから格別の御理 解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、近年のこどもを取り巻く状況については、学校におけるいじめの重大事態 の発生件数や不登校児童生徒数が過去最多を更新し、こどもの自殺者数が高水準で 推移しているところ、こどもの心の小さなSOSに耳を傾け、支援につなげる取組 が求められています。

法務省の人権擁護機関では、こどもを対象とする人権相談窓口として、電話相談 やメール相談に加え、チャット形式による相談「LINEじんけん相談」を実施して いるところ、いじめ・不登校・自殺等の未然防止や困難や悩みの早期把握等に向けた 相談窓口の更なる充実を図るため、インターネットブラウザを介してアクセスがで きるチャット形式による人権相談「こどもの人権SOSチャット」の運用を本年9 月2日から開始します。例えば、GIGAスクール構想により整備された1人1台 端末も活用していただけます。

つきましては、本取組につきまして学校等への周知方につき特段の御配慮を賜り たくお願い申し上げます。



じんけん こどもの人権SOS チャット

こどもの人権SOSチャットって?

学校でいじめにあっている、家の人にいやなことをされる、SNS にいやなことを書かれるなど、学校の先生やおうちの人には話し にくいけど、このままではどうしていいかわからない、誰にも相談できず、ひとりで悩んでいることはありませんか? そんなときは、こどもの人権SOS チャット(チャット形式による相談)を利用して相談してください。 国の機関の職員(法務局の職員)や、こどもの人権問題に詳しい人権擁護委員が相談に応じます。相談のひみつは守りま すので、安心して相談してください。

うけつけ じかん 受付時間は?

月曜日から金曜日朝8時30分から夕方5時15分まで

そうだん あ ちゅうい じこう 相談に当たっての注意事項

相談内容のひみつは守ります。希望や同意がない限り、相談内容や相談があったことを誰かに伝えることはありません。 ただし、身体や命に危険があると判断したときなど、緊急の場合は、警察や学校、関係機関などに連絡して、あなたの安全を確保 する場合があります。

相談内容は、誰の相談かわからないよう個人情報を消して、相談をよりよいものにするための検証に利用する場合があります。



パソコンやタブレットで、着の二次元コードを読み取って相談してください。



じんけん こどもの人権SOS チャット ^{そうだん} 相談のはじめかた

ほうむしょうじんけんようごきょく ぜんこくじんけんようごいいんれんごうかい 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



A's Child Inc. © All Rights Reserved.















①「まだ登録してない方はこちら」を押してください。 ②「ニックネーム」と「パスワード」を入力して、「この内容で登録する」を押してください。 ※ニックネームとパスワードを決めるときには、9ページの内容に注意してください。 * ニックネームやパスワードを惹れたときは、もう一度、新規のユーザー登録をし置してください。 ユーザー登録をし置すと、これまでに箱談した内容は見られなくなるので注意してください。 A's Child Inc. © A





①「質問を表示する」を押してください。 ②メニュー面面の使い方は7~9ページを見てください。



しつもん こた 4. 質問に答える

はじ そうだん す とどうふけん こた ひっょう
 うめて相談するときは、お住まいの都道府県を答えてもらう必要があります。



①お住まいの都道府県にチェックを付けて「送信する」を押してください。 ②「回答内容の確認」画面が表示されるので、「送信する」を押してください。





Ξ	相談画面
1	全 質問に回答してください 質問を表示する 2024/7/26 13:23:09
2	ご相談の場合は,『相談を開始する』を押してく ださい。
	1
Ę	相談を開始する

①「相談画面」で「相談を開始する」を押してください。







6. メニュー画面の使い方①(プロフィール編集)



①メニュー歯面の「プロフィール編集」を押すと、プロフィール編集画面に移動します。 ②ニックネームを変えるときは、新しい「ニックネーム」と今の「パスワード」を入力して「更新」を押してください。 ③「連絡用メールアドレス」に首分のメールアドレスを登録すると、相談員から返事があったことをお知らせします。 きうろく 登録するときは、今の「ニックネーム」と登録する「連絡先メールアドレス」を入力して「更新」を押してください。 ④パスワードを変えるときは、「パスワードを変更する」を押してください。パスワード変更画面に移動します。



M = 1</th



①メニュー画面の「相談ログ消去」を押すと、相談ログ消去画面に移動します。 ②「ログを消去する」を押すと、相談画面のこれまでのやり取りが消されます。



8.メニュー面面の使い方③(ログアウト)

▶ 相談を終わりたいときに使います。
 いってい じかん そうさ
 一定の時間、操作をしなかったときは自動的にログアウトします。





ふせい よぼう 9. 不正アクセスを予防するために気をつけること

- ▶ パスワードを決めるときは、以下のことに注意しましょう
 - ▶ (1) ニックネームと同じものにしないこと
 - なまえ たんじょうび しゅっせきばんごう こじんじょうほう しょう ▶ (2) 名前や誕生日、出席番号などの個人情報を使用しないこと

 - ^{えいたんご} 英単語などをそのまま使用しないこと (3)
 - (4) アルファベットや数字を組み合わせたものにすること
 - ▶ (5) 少なくとも 8文字以上にすること
 - ▶ (6) 間じ文字のくり返しや分かりやすい文字の並びにしないこと
- ▶ ニックネームとパスワードは、ほかの人に知られないように管理しましょう っく 忘れないようにメモを作ったときは、そのメモがほかの人に見られないように保管しましょう
- ▶ ほかのところで使っているパスワードは使わないようにしましょう
- かなら じぶん うく そうだん ひん ず自分のアカウントを作って相談しましょう ほかの人のアカウントを使ったり、自分のアカウントを使わせたりしないようにしましょう

